

第186回 三重県都市計画審議会

議 事 録

平成29年12月25日

第 186 回 三重県都市計画審議会議事録

1. 開催日 平成 29 年 12 月 25 日 (月)
2. 開会時間 午後 1 時 30 分
3. 閉会時間 午後 2 時 45 分
4. 開催場所 アスト津 4 階 アストホール
5. 提出議案
 - ・第 1 7 7 6 号議案 桑名都市計画道路の変更
 - ・第 1 7 7 7 号議案 伊賀都市計画道路の変更
 - ・第 1 7 7 8 号議案 伊賀都市計画河川の変更
6. 報告事項
 - ・圏域マスタープランの内容について
7. 出席委員の議席番号及び氏名
 - 2 番委員 東京大学准教授 村山 顕人
 - 3 番委員 名城大学教授 松本 幸正
 - 4 番委員 三重県建築士会 柳川 貴子
 - 5 番委員 三重県農業会議会長 浅野 潤憲
 - 6 番委員 津商工会議所 松田 弘子
 - 7 番委員 三重県宅地建物取引業協会伊賀支部 井上 かず子
 - 9 番委員 黒田 浩二 東海財務局津財務事務所長 (代理 加藤 篤史)
 - 1 0 番委員 塚原 浩一 中部地方整備局長 (代理 岩下 友也)
 - 1 1 番委員 幸田 淳 東海農政局長 (代理 山方 正治)
 - 1 2 番委員 富吉 賢一 中部経済産業局長 (代理 嶋田 明彦)
 - 1 3 番委員 石澤 龍彦 中部運輸局長 (代理 後藤 武夫)
 - 1 4 番委員 難波 健太 三重県警察本部長 (代理 西久保 陽)
 - 1 5 番委員 末松 則子 三重県市長会幹事 (鈴鹿市長)
 - 1 7 番委員 中瀬古 初美 三重県議会議員
 - 1 8 番委員 田中 智也 三重県議会議員
 - 1 9 番委員 彦坂 公之 三重県議会議員
 - 2 0 番委員 木津 直樹 三重県議会議員
 - 2 1 番委員 大久保 孝栄 三重県議会議員
 - 2 2 番委員 服部 富男 三重県議会委員
 - 2 3 番委員 福田 博行 三重県市議会議長会会長 (名張市議会議長)
 - 2 4 番委員 飯田 徳昭 三重県町村議会議長会会長 (朝日町)

第186回 三重県都市計画審議会

(事務局)

皆さま、こんにちは。

定刻となりました。ご出席いただく委員で、まだお一人、到着されていないのですけれども、これから、第186回三重県都市計画審議会を始めたいと思います。

私、本日の司会を担当いたします、県土整備部都市政策担当次長の里でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

1 開会挨拶

(事務局)

それでは、開会にあたり、県土整備部長の水谷からご挨拶申し上げます。

(県土整備部長)

県土整備部長の水谷でございます。委員の皆さまには、この12月25日という、気ぜわしく忙しい中にご出席をいただき、本当にありがとうございます。

本日、ご審議いただきます案件は、桑名都市計画の中にある幹線道路である桑部播磨線の幅員の変更と、前回ご審議をいただきました伊賀都市計画区域の再編に伴う施設名の変更でございます。

また、報告事項として、圏域マスタープランの策定状況と中間案について、ご報告をさせていただきます。これにつきましては、11月の県議会においても、「人口減少、高齢化が進む中での広域のまちづくりのあり方について」ご質問をいただくなど、県民の皆さまの関心も高く、重要な案件と考えております。

委員の皆さまには、専門的な立場や日頃のご活動でのお気づきの点など、様々なご意見、ご提案をいただきますようお願いいたします。

本日いただきましたご意見などは、今後の都市計画行政に反映させていきたいと考えており、活発な意見交換となることを私からお願いをして、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、本日の資料を確認させていただきます。

まず、「事項書」。

次に、青色A4サイズの「議案書」1冊。これは、事前に配付をさせていただいております。

次に、「第185回三重県都市計画審議会議案の手續状況」が1枚でございます。

次に、本日、スクリーンで説明をいたします画面をコピーしました参考資料が1冊。

次に、「圏域マスタープラン中間案」、水色のファイル1冊と、A3でホッチキス留めの概要版を1部。

最後に、「三重県都市計画審議会委員・幹事名簿」が1枚でございます。

不足がございましたらお教えいただけましたらと思います、よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

(事務局)

ありがとうございます。

2 議事開始前手続

(事務局)

それでは、松本会長様、三重県都市計画審議会条例第6条の規定により、これからの議事進行について、よろしく願いをいたします。

それでは、議長席の方へ願いをいたします。

(議長)

皆さま、こんにちは。

それでは、ただ今より、第186回三重県都市計画審議会の審議に入らせていただきたいと思っております。これから、私の方で議事進行を務めさせていただきますが、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

審議に入ります前に、議事録の署名者2名を、三重県都市計画審議会運営要綱第10条の規定によりまして、私の方から指名させていただきます。本日は、これは順番となっていると思っておりますが、第2番の村山委員と、第5番の浅野委員にお願いいたします。

それでは、本日、出席されています委員の人数につきまして、ご報告をお願いいたします。

(事務局)

報告いたします。

委員総数24名のうち、委任状の提出のありました6名の代理出席を含め、21名の委員のご出席をいただいております。

以上でございます。

(議長)

はい。ただ今、ご報告のありましたとおり、2分の1以上の出席がございますので、三重県都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、審議会は成立とさせていただきますと思っております。

それから、審議の公開について、ご審議いただきたいと思っております。

三重県都市計画審議会運営要綱第8条第1項で、非公開となる場合が規定されておりますが、今回、特にそのようなものに該当するものがないので、公開としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

※ 「異議なし」の声

(議長)

はい、ありがとうございます。

それでは、公開としたいと思っております。

本日の傍聴人につきまして、ご報告をお願いいたします。

(事務局)

一般傍聴の方1名と、報道機関の方1名がお越しいただいております。

(議長)

では、傍聴者の方にご入場いただいでください。

※ 傍聴者が入場

(議長)

それでは、傍聴に際しまして、傍聴の方々に、注意事項をご説明申し上げます。

傍聴者の方々におかれましては、お配りいたしました傍聴要領に従っていただきますようお願いいたします。なお、この規定に違反したときは、注意し、またこれに従わないときは退場していただく場合がございますので、ご了承をお願いします。

3 審議

(1) 審議事項

(議長)

それでは、審議に入りたいと思います。

議案の審議に先立ちまして、前回の第185回都市計画審議会に関する報告があるようでございますので、事務局から報告をお願いいたします。

<第185回三重県都市計画審議会に関する報告>

(事務局)

事務局から、ご説明を申し上げます。都市政策課の橋本です。

第185回の手続状況というA4の紙をご覧くださいませでしょうか。

10月23日にホテルグリーンパーク津で開催させていただいた審議会でございますが、4議案ございました。第1772号議案から第1774号議案については、伊賀都市計画区域の再編に伴います一連の手続ということでご審議いただきまして、答申をいただいたところであります。

伊賀市と相談のうえ、いつからこの都市計画の線引きの廃止及び1つの都市計画区域とするかということ、議論させていただきました。4月1日をもってやりたかったところですが日曜日ということで、4月2日の月曜日から伊賀市と合わせ施行したいというふうに思っております。

続きまして、第1775号議案、これにつきましては、伊賀市内の産業廃棄物処理施設の位置の変更ということでしたが、平成29年11月27日に許可がされたということをご報告させていただきます。

以上でございます。

(議長)

はい、ありがとうございます。

ただ今のご報告に関して、何かご質問等がございましたら。

よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

(議長)

ありがとうございます。

<第 1776 号議案>

(議長)

それでは、審議に入っていきたいと思います。お手元の事項書に従いまして、進めます。

本日は、議案、3 議案がございますが、まず最初の「第 1776 号議案 桑名都市計画道路の変更」に関しまして、事務局からご説明をいただきます。

(事務局)

三重県県土整備部都市政策課長の柘屋でございます。本日は、よろしくお願ひいたします。

それでは、「第 1776 号議案 桑名都市計画道路の変更」について、ご説明を申し上げます。それでは、スクリーンを使って説明をさせていただきますので、前方のスクリーンをご覧ください。委員の皆さまのお手元には、参考資料として同じものが配付されていると思います。

本案件は、桑名市南部から中央部に位置する、こちらは茶色に見えますけれども、この路線、桑部播磨線を対象とした都市計画道路の変更でございます。

こちらが、桑部播磨線の位置図でございまして、画面では上が北方向ということでございます。

当路線は、桑名市大字桑部字岩谷を起点としまして、県道桑名大安線や員弁川を横断して、三岐鉄道北勢線、これを立体交差で越えた後、国道 421 号等を横断してさらに北上し、県道桑名東員線に接続して、同市大字西方字斧峠を終点とする、延長約 3,760m の幹線道路でございます。

また、桑部播磨線は、昭和 47 年に当初の都市計画決定がされておりまして、桑名市と、朝日町及び四日市市との都市間の交流・連携の促進をはかるとともに、交通渋滞が慢性化する国道 1 号等周辺道路の渋滞緩和及び西部丘陵地の市街地から南北方向に連結する道路として、その必要性が位置づけられています。

続いて、桑部播磨線の整備進捗状況についてご説明申し上げます。少し拡大した図面でございます。現在、起点から員弁川を越える桑部橋の南詰までと、それから国道 421 号から県道桑名東員線までの区間、ここで言いますと青色の区間が現在、供用済みとなっております。桑部橋から国道 421 号までの区間、中ほどの紫色っぽいところですが、こちらの区間が未整備となっております。供用済区間については、写真を用意しております。これが A 地点、起点の方向の写真、右上が B 地点、終点の方向の写真でございます。

それでは、今回の変更内容、理由について、説明に入らせていただきます。変更内容は、都市計画の幅員の変更でございます。変更の理由は、現況との取付を明らかにし、道路建設に必要な法面等を構造に合わせた計画とすることとでございます。こちらは、計画図でございます。少し方向が変わりまして、画面の右側が北方向でございます。変更の内容は、桑部橋の約 300m 北の地点から国道 421 号までの延長約 1,020m、①から②までの区間を対象に、この黄色で示したラインが現在の幅員であるところ、外側に曲がった形で表示され

ている赤色のラインに幅を変更するというものでございます。

続いて、周辺の状況を説明いたします。県道桑名大安線がこちらでございます。県道星川西別所線がこちらで、三岐鉄道北勢線がこちらでございます。蓮花寺川がこちらでございます。国道 421 号がこちらでございます。

また、計画路線の東側には、希望ヶ丘団地が位置しています。画面の右側、北方向が終点方向、画面の上側が桑名インターチェンジ方向ということになります。C 地点における現況写真がこちらでございます。D 地点の現況写真がこちらでございます。次に、E 地点の写真です。E 地点は、こういう形に現在なっております、赤い部分が、これからの計画幅を示しているところでございます。

ここからは、変更区間における幅員構成についての説明をさせていただきます。

まず初めに、変更区間の道路完成イメージが、少し図面ではわかりにくいということでございまして、イメージ映像を用意しておりますので、画面の上の方をご覧ください。映像をお願いします。

映像は、当該変更区間を南から北へ向かうイメージでございます。変更区間の起点は盛り土法面による道路構造から始まり、橋梁区間に入ります。三岐鉄道を越えて、蓮花寺川を立体交差します。本線から周辺宅地に入出入りする側道は、こちらから入ります。しばらく橋梁が続きます。この辺りから、山林を掘削した西側の法面が続いております。側道が合流し、国道 421 号等に向かいまして、ここで平面交差するといった形でございます。イメージ映像は以上でございます。

ご覧いただきましたとおり、当該変更区間は、南北で大きな高低差がございまして、変更区間の約 7 割程度を占める区間は、計画道路面が地面よりも 5m 以上高い区間ということで、道路の構造を嵩上式と呼ばれる形としまして、鉄道や河川等を橋梁により越える形で計画されています。それ以外の区間は地表式としまして、山林を掘削する形で計画がされています。

次に、先ほどのイメージを踏まえまして、主要な部分の幅員構成について説明をします。まず、構造形式が先ほど申し上げた嵩上式である部分、③から④の区間、ここの代表的な構成について、この画面の下、A 地点の断面をご覧くださいと思います。A 断面を見てもらえれば、画面中央の橋梁形式の本線部のほか、両側に側道を計画しております。現在の都市計画決定の幅員は 26m でございまして、これら本線部と側道が通る最低限の幅員となっておりますが、今回の変更というのは、西側と東側の法面を含めまして、幅員を 35.5 m に変更するという内容でございます。

続きまして、地表式と呼ばれる部分の区間について説明します。地表式である区間のうち、④から⑥の区間が代表的なところですが、ここの B 断面というところの断面を見ていただきたいと思います。B 断面においては、画面右寄りの中央の道路が本線となっているほか、両側に側道を計画しております。これは先ほどと同じになります。B 断面の付近における現在の幅員は 27m でございますが、これら本線部や側道が通る最低限の幅員を、今回の変更案で、西側の山の部分、斜面地を掘削して法面等を含める形で、62.9m という形に変更するという内容でございます。

こちらが、都市計画変更にかかる住民への説明会や縦覧の結果、それから、桑名市への意見聴取の結果のスライドでございます。発意者である桑名市主催で、地元住民などへ説明を行いましたところ、この変更について特に意見はございませんでした。縦覧につきましては、平成 29 年 9 月 12 日から 9 月 26 日までの間、実施いたしまして、縦覧者は 5 名いらっしゃいましたが、意見書の提出はございませんでした。桑名市長からは、平成 29 年 11 月 20 日付けで本件事案への異存のない旨ご回答をいただいております。

以上で、スクリーンを用いた説明を終わらせていただきます。

引き続き、お手元の議案書についてご案内します。まず議案書の 1776 の 1 頁、これが桑名都市計画道路の変更の計画書、1776 の 2 頁が都市計画決定事項に関する新旧対照表、1776 の 3 頁が理由書、1776 の 4 頁が今回変更する区間の位置図、1776 の 5 頁が今回変更する区間の計画図、1776 の 6 頁が今回変更する区間の事業計画平面図。次に議案書 1776 の 7 頁と 8 頁、これが先ほどの断面図でございます。イメージ映像を除いて、先ほどスクリーンで説明したものと同一内容となっておりますのでご確認ください。

第 1776 号議案の説明は、以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(議長)

どうも、ご説明ありがとうございました。

では、ただ今のご説明に対しまして、ご質問、ご意見等がありましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

(議長)

特に、ございませんでしょうか。

※ 特段の声なし

折角なので、私の方から一点だけ。

幅員の件の都市計画決定で説明のあったことですが、先ほど法面も含まれているとのことでしたが、その法面の工法なんかも決定事項になるのでしょうか。

(事務局)

事務局よりご説明いたします。

先ほど説明させていただいたように、残っている区間を明確に施設として余裕の幅も含めて計画に載せさせていただいて、来年度以降、都市計画事業として進めていきたいと考えています。そのため、今回、法面も含めて計画に入れさせていただいたということでご理解を願いたいと存じます。

(事務局)

補足いたします。

構造に関しては決定したものではないのですが、必要幅というものを一定の基準に基づいて算出し、都市計画決定するということですので、幅が決定事項であって、工法の決定ではございません。

(議長)

はい。ありがとうございます。そういう意味では、幅員が十分にとってあれば、ここは性格的には違うかもしれませんが、いろんな車線構成だとか、あるいは違う用途への利用とかということも考えられるかと思っておりますので。そこは都市計画決定事項ではないということですが、余裕があるというのはいいことかと思いたいと思います。

そのほか、何かございますでしょうか。

※ 特段の声なし

(議長)

よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見がございませんようですので、原案が適切であると判断することについて、ご異議、ございませんでしょうか。

※ 「異議なし」の声

(議長)

はい、ありがとうございます。

それでは、「第 1776 号議案 桑名都市計画道路の変更」につきましては、原案が適切であると判断いたします。三重県知事に原案どおり答申いたしたいと思えます。

<第 1777 号議案・第 1778 号議案>

(議長)

続きまして、議案、「第 1777 号議案 伊賀都市計画道路の変更」と、「第 1778 号議案 伊賀都市計画河川の変更」につきましては、どちらも都市計画域の再編に伴う都市計画の名称変更ですので、一括して審議させていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

※ 「異議なし」の声

(議長)

はい、ありがとうございます。

それでは、この 2 議案、一括してご説明をお願いいたします。

(事務局)

引き続きまして、枡屋の方から説明をさせていただきます。

それでは、第 1777 号議案及び第 1778 号議案について、ご説明を申し上げます。

ご審議いただきますのは、伊賀都市計画区域の統合に伴う都市計画の名称変更でございます。議案といたしましては、「第 1777 号 伊賀都市計画道路の変更」、「第 1778 号 伊賀都市計画河川の変更」の 2 つということになりますが、要は 2 つとも、同趣旨の議案ということでございますので、併せて説明をさせていただきます。

それでは、正面のスクリーンをご覧くださいと存じます。

まず初めに、今回、変更することとなった経緯について、ご説明を申し上げます。前回の第 185 回、10 月 23 日の都市計画審議会でご審議いただきましたとおり、伊賀市において、現在の上野、伊賀、阿山、青山の 4 つの都市計画区域を、伊賀都市計画区域として、1 つの区域に統合することとしておりまして、そのご議論をいただいたところです。

都市計画区域の統合に伴いまして、統合前の都市計画区域において、すでに決定されている都市計画の名称がございまして、それを統合後の名称へと変更する必要があります。このため、上野都市計画区域においてすでに決定されております道路及び河川の都市計画名称について、県の所管する部分がございます。これらの名前の変更について、ご審議い

ただくということでございます。

都市計画法施行令第9条の規定によりまして、一般国道又は都道府県道及び一級河川若しくは二級河川は、都道府県が定める都市計画ということで規定されておりました、伊賀市における都市計画区域の統合に伴いまして、都市計画の変更を行うもののうち、県において決定するものは、スクリーンの上部に表示している各都市計画ということでございます。

スクリーンの下には、市決定のものを参考に付けさせていただいておりますが、道路・河川のほかに、市による道路、公園、下水道等について、市の権限で名称の変更をお願いすることとなっております。

それでは、変更の内容について説明を申し上げます。都市計画の名称のみを変更するというものでございまして、後ほどご紹介をさせていただきますが、位置や構造等の変更はございません。

まず、それでは道路について説明いたします。スクリーン、または議案書の1777の4頁に同じようなものが載っておりますので、ご覧ください。スクリーンの左側が変更前の道路の名称、右側が変更後の名称ということになります。

上野都市計画道路1・1・1号名阪国道、こちらを、伊賀都市計画道路1・1・1号名阪国道というふうに、それから2つ目ですけれども、上野都市計画道路3・4・2号伊賀上野八幡町線を、伊賀都市計画道路3・4・2号伊賀上野八幡町線というふうに、冒頭の都市計画の名前の部分を上野から伊賀へ変更するというところでございます。

スクリーンにお示しするとおり、今回、そういったものが9路線ございますので、この9路線のすべてを、上野と付くのを伊賀に変えるという内容でございます。

参考までに、後に付く数字、1・1・1とか、3・4・2とか、そういった数字のことについてですが、これは道路に関する都市計画において定める名称の番号でございまして、自動車専用道であるとか、幹線道路などを表す種別や、道路の幅の規模などを記号で示しているものでございまして、これは変更はございません。なお、今回対象となる道路の位置につきましては、スクリーン又は議案書1777の5頁のとおりで、先ほど説明しましたように、位置等に変更はございません。

次に、河川についてご説明申し上げます。河川につきましては、このスクリーンの下の部分で、河川の名称変更ということでございますが、道路と同様に、上野都市計画河川第1号・一級河川矢谷川を、伊賀都市計画河川第1号・一級河川矢谷川と名称を改めるというものでございます。参考までに、こちらの位置を示しますと、スクリーン、または議案書1778の3頁のとおりで、お示ししているとおり変更はございません。

以上で、スクリーンを用いた説明を終わりますが、引き続き、お手元の議案書についてご説明します。第1777号議案は道路の変更で、計画書、新旧対照表、位置図を添付しています。次に、第1778号議案、これは河川の方で、計画書、新旧対照表、位置図を添付しています。これらは、スクリーンで先ほど見ていただいたものと同じ内容となっております。なお、この2つの議案につきまして、関係市である伊賀市からは異論なき旨の回答をいただいております。

以上で、第1777号及び第1778号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(議長)

はい。ありがとうございました。

それでは、ただ今のご説明に対しまして、ご質問、ご意見等がございましたらいただき

たいと思いますが、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

(議長)

特に、よろしいですか。聞き漏らしたかもしれないですが、公園とかはなかったということでしたか。

(事務局)

県が決定すべきものは、先ほどお話ししましたように、国道とか県道でして、公園の場合は、県が決定すべきものは、規模が10ha以上で、かつ、県が管理するような公園なので、今回該当するものがないということでございます。

(議長)

はい、ありがとうございます。

大規模なものはないということですね。名称変更ですので、一般的にはそんな大きな問題はないと思いますが、例えば公園なんかですと、地域の方々が実は名称を変えたいと思っている公園があったりするので、こんなときに一緒に出てくればいいのかと思ったのですけれども、そういうのではないということであれば、よろしいかと思います。

そのほか、皆さま方、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

(議長)

よろしいでしょうか。

では、特にご異議がございませんので、今回の第1777号と第1778号議案につきまして、原案どおり認めるということでよろしいでしょうか。

※ 「異議なし」の声

(議長)

はい、ありがとうございました。

それでは、「第1777号議案 伊賀都市計画道路の変更」及び「第1778号議案 伊賀都市計画河川の変更」につきましては、原案が適切であると判断いたします。三重県知事に原案どおり答申させていただきます。

(2) 報告事項

<圏域マスタープラン>

(議長)

それでは、手元の事項書に従い、続きまして報告事項ということで、事務局から「圏域マスタープランの内容について」ということで、ご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、報告事項として、圏域マスタープランの内容についてご説明いたします。都市政策課の橋本です、よろしく申し上げます。

お手元の資料ですと、緑の最後の2頁目のところに、経緯が書いてございます。そちらからご案内します。正面のスクリーンの方でも、一部ご案内させていただきますが、圏域マスタープランの策定の経緯についてでございます。

圏域マスタープランの策定経緯につきましては、縦軸方向が時間軸で、横方向に各圏域ごとの取り組んだ内容を示しております。

平成29年7月の横のところを見ていただきますと、作業部会というものが時期をずらして開催されていることがおわかりいただけるかと思えます。作業部会の方は、圏域内の市町の担当者、それから県の建設事務所・県の都市政策課の職員で構成しまして、事務レベルでの打合せを行う場ということでございます。7月の作業部会では、策定体制やスケジュール、それから、検討委員会の委員の選定などをさせていただいて、事務レベルでの合意を得たところです。

その後、7月に第1回幹事会とございます。幹事会は、昨年、基本方針の策定にあたっていただきました本審議会の松本会長、村山委員、柳川委員、そして井上委員、さらに7月まで都市計画審議会の会長をお務めいただきました朝日様にも幹事としてお願いしております。各圏域の案を横断的な視点で検討いただき、整合をはかるための場としております。第1回目では、策定検討の進め方や共通の方針等についてご助言をいただいたところです。

その後、7月の第184回の都市計画審議会におきまして、内容について諮問をさせていただいたところでございます。

8月末から9月にかけて、内容を検討したものを、すべての圏域におきまして、策定検討委員会というものを開催しております。この策定検討委員会とは、地域特性を反映させるために行っておりまして、各市町から推薦いただいた有識の住民の代表の方々、また、幹事の委員の皆さまにも分かれて入っていただいて、検討をする会議ということです。メンバーにつきましては、次の頁のところに、幹事・委員名簿という形で示させているところです。第1回目では、圏域の状況、中心課題、そして拠点などについてご議論いただきました。さらに、目標や一体的な圏域形成についてもご意見をいただいたところです。

10月には、より詳細なご指摘、ご助言をいただくために、事務局及び市町が委員様のもとを訪問させていただき、個別の協議を実施させていただき、意見などを反映させていただいております。その案につきましては、作業部会においてもフィードバックし、各市町からも確認いただいている状況でございます。

第2回の幹事会におきましては、圏域ごとの記載の整合性を確認いただくとともに、各圏域共通の課題や圏域を越えての方向性についてご議論いただき、ご意見をいただきまして、反映させていただいたところです。特に、こちらではリニア中央新幹線等の広域交通ネットワークなどについてご意見をいただいたところです。

また、本日の審議会への説明にあたり、この中間案につきましては、最終的に市町や庁内の各課に意見照会をはかりまして、出された意見についても必要に応じて反映させていただいております。このような経緯を経まして、こういうプロセスを経て、本日の中間案を作成いたしました。

なお、今後の予定について、引き続きご説明させていただきますが、1月中旬から2月中旬にかけて、県民の皆さまにパブリックコメントを実施し、その内容を踏まえ、第2回の策定検討委員会などを経て、3月には都市計画審議会に最終案をご提示し、ご議論のうえ答申をいただければというふうに考えているところでございます。

続きまして、圏域の内容、今度は圏域の、それぞれのマスタープランについてご説明したいのですが、お手元には、水色のファイルに5圏域分が1つにまとめられています。本日は、この内容すべては難しいので、A3ホッチキス留めの「概要版」で、要点をご説明させていただきたいと思います。このホッチキス留めにつきましては、1枚目が共通事項、2枚目以降が各圏域マスタープランの中間案の要旨ということになっています。

それでは、1枚目のところからご説明しますが、「1 圏域マスタープランとは」ということで、重要な部分にアンダーラインを引いております。読ませていただきますと、圏域マスタープランとは、生活等の結びつきが強い複数の市町により圏域を設定し、広域圏としての将来像や方針等を示すことが必要で、県内を北勢圏域・中南勢圏域・伊勢志摩圏域・伊賀圏域・東紀州圏域の5つの圏域に区分し、圏域ごとの20年後の将来都市像を展望し、現状と、都市計画が担うべき課題、そして都市計画の理念と目標などを、圏域マスタープランとして明らかにする、ということでございます。

構成につきましては、下に書いてありますように、5項目でございます。(1)から(5)ですが、現状と取組、中心課題、理念と目標、将来都市構造に加えまして、一体的な圏域形成に向けた方針についても記載をしております。下には、今年3月に策定しました三重県都市計画基本方針について、説明を加えております。これは、県全体の総合的・一体的な観点から、おおむね共通する都市づくりの方向を示すもので、圏域マスタープランはこの方針に基づき策定をしているところでございます。

次に右側の方を見ていただけますでしょうか。「3 圏域マスタープランと区域マスタープラン」についてですが、三重県では、広域の都市計画の目標を圏域マスタープランで定め、これを踏まえて各都市計画区域の方針を区域マスタープランとして示しております。併せてこれらを、一般的に言われる、法定の都市計画区域マスタープランということで記載しております。この点については、前回のときにもご説明させていただいておりますが、概要としては、こういうことになろうかと思っております。

裏面をご覧ください。現行の圏域マスタープランと、それから改定案の章立ての比較でございます。赤字の部分が今回の変更で、これは北勢の圏域マスタープランを例に書かせていただいております。内容を大きく変更したものではありませんが、分かりやすく表現の重複を避けるために、構成を少し見直させていただいております。

具体には、次の頁から始まります北勢圏域マスタープラン中間案の概要版でご説明させていただきますので、そちらの方をご覧ください。

なお、項目、例えば(1)のところですが、取組の横に頁数などが書いてありますが、タイトル横に頁数が書いてありますが、本編の該当頁を示していますので、必要に応じてご覧ください。また、圏域マスタープランでは、今回の特徴となる部分、あるいは基本方針の考え方を踏まえたところをご説明したいと思っておりますので、その部分にはアンダーラインを引いております。この部分を中心にご説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、北勢圏域です。北勢圏域は、四日市市など10市町で構成され、6つの都市計画区域がございます。

まず、紙面の左、中ほどからとなります、(1)圏域・都市計画区域の現状と取組をご覧ください。一つ目の丸、県内で2015年まで人口増加を示している唯一の圏域でございます。高齢化率も最も低い状況であることがわかるかと思っております。

二つ目の丸です。市街化動向についてですが、現行のマスタープランに無い項目としまして、右側のところにあります空き家率というものを付け加えておりまして、これについても県内で最も低い圏域でございます。

三つ目の丸は、都市施設・公共交通となっておりますが、この部分は、現行マスタープランでは道路・交通という名称としておりました。しかし、下水道の整備率や公園などもしっかり記載していくことと、これから主軸としていきます公共交通の維持・活用を重視する方針で、表題の方を改めております。この部分では、北勢圏域、特に下水道の普及率が他の圏域に比べて非常に高い状況でございます。

次に、右上の枠囲いの部分で、都市計画の理念についてでございます。国が示す都市計画運用指針では、マスタープランは「基本理念に基づき、おおむね20年後の地域ごとの市街地像を記載する」とされております。この場合、北勢圏域では、基本理念としまして、書いてありますように「未来に向けて新しい価値を創造するまち」という形にさせていただいております。その趣旨は、下に書いてありますが、読み上げさせていただきますと、三重県の中核的圏域として、わが国屈指の産業集積と地域の自然環境や歴史・文化を基盤に、県内の経済をけん引し続けるとともに、住み続けられる都市環境を創出し、持続的に発展する都市をめざします、という趣旨でございます。これは、検討委員会などの意見を受けて、現行マスタープランの記述をより具体的に表現して、一部改めている内容となっております。

次に、その下の表でございます。左側の部分が、(2)と書いてありますが、圏域・都市計画区域における都市計画が担うべき中心課題、右側の方が、都市計画の目標となっております。縦軸方向が、基本方針に示しました4つの都市づくりの方向となっており、この内容に対応する部分でまとめてございます。

ポイントを申し上げますと、まず、二つ目の枠、都市機能の効率性と生活利便性の向上の中心課題に対しまして、アンダーラインのところ、多様な都市機能は中心市街地や主要な駅周辺等の拠点における既存ストックの活用が可能な区域への集積が必要である、ということに対しまして、右側の目標で、都市機能の集約を図る拠点およびその周辺や公共交通の沿線地域等へ居住を誘導することにより、人口密度を維持し、生活サービスの存続を図り、居住者の利便性が確保されるまちづくりをめざす、としております。これは、基本方針の変革の観点の、都市経営の観点に代表される事項となります。

次に、三つ目の枠、災害に対応した安全性の向上の中心課題では、アンダーラインの部分ですが、防災・避難施設の整備等のハード対策と土地利用の規制・誘導等のソフト対策を一体的に進めることが必要です、としています。これに対応する目標では、災害リスクの高い場所では、用途を考慮した都市的土地利用の抑制や建築物の構造規制等を行うほか、災害リスクの低い場所への都市機能や居住の移転を進めるなど、大規模自然災害による被害の低減に向けて都市構造の再編を検討します、としております。これは、本審議会でご議論いただき策定いたしました地震・津波指針というものの考え方を反映するもので、基本方針の都市防災の観点の代表的な項目となります。

四つ目の枠、産業振興による地域活力の向上の中心課題では、アンダーライン部分ですが、高速道路インターチェンジや幹線道路沿道へのさらなる産業集積や四日市コンビナートの活性化を支援するための臨海部の有効活用を進めることが必要ですとしておまして、目標では、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道、新名神高速道路、東海環状自動車道の各インターチェンジ周辺であるとか幹線道路沿道への産業の集積と、四日市港を中心とする臨海部における活性化を図ります、とさせていただいております。これは、基本方針の中にあります都市活力の観点の代表的な項目です。

また、アンダーラインはございませんが、リニア中央新幹線や国内屈指のレジャー施設、長島スパーランド・鈴鹿サーキットなどのような、圏域独自の個性も踏まえた記載も盛り込ませていただいているところです。

裏面の右側の図をご覧ください。圏域マスタープランでは、拠点、連携軸、土地利用の計画について、この都市構造図として示すこととしています。拠点としては、広域拠点、交流拠点、広域的な防災拠点の3つを設定して示しています。左側の真ん中の表は、これに対応しております。

広域拠点は、圏域マスタープランで位置づける最も重要な拠点で、多くの人やモノが集まる公共交通の結節点などを位置づけ、多様な都市機能を集積し、広域交流と居住促進を図ることとし、右側の図では赤い丸で示しています。北勢圏域では、県内で最も人口が多く、産業の発展をけん引する四日市駅周辺や、多くの人口が集積し多様な都市機能を集積・強化しています桑名駅周辺、白子駅周辺、鈴鹿市駅周辺などを広域拠点として設定しているところです。

交流拠点につきましては、地域の個性を生かし、地域活力の向上等につながる交流活動が行われる、規模的には中規模ですが、拠点的な市街地や場所を位置づけ、ピンク色の少し小さ目の丸で示しております。観光地や公園などが、これに該当いたします。次に、広域防災拠点について説明いたします。広域防災拠点は、地域防災計画に位置づけのある広域的な防災機能を備えた施設などを位置づけ、オレンジ色の丸で示しております。耐震岸壁のある港であるほか、あるいは災害時の拠点病院などもこれにあたるとして、示しているところです。

それぞれの拠点の選定にあたっては、左側の表の下、※印の1から3、こちらの基準を満たしたもので、かつ、検討委員会の委員の意見であるとか、あるいは市町との協議を経て、設定させていただいているところです。

連携軸につきましては、圏域内の各拠点、圏域と他圏域、あるいは他県との相互連携を促進する交通ネットワーク等を位置づけることとし、新たにリニア中央新幹線などの構想につきましても、薄い矢印で示しているところがございます。

次に、土地利用の用途別のゾーンにつきましては、住居系、商業系、工業系の市街地のほか、自然環境の保全に関する着色も示しているところです。今回、特に工業系の土地利用として、既存の工業用途地域内の大規模未利用地なども示しているところですが、高速道路インターチェンジ周辺及び幹線道路の沿線で一団の工業用地の確保が見込まれる、あるいは期待されている区域などで、市町と協議をして決定し、積極的に誘致を図りたいという区域につきましては、この黒い花火のような丸で示しています。工業系土地利用誘導ゾーンとして、位置を示している状況です。

最後に、左下のところですが、一体の圏域形成に向けた方針のところでは、都市活動の広域化を踏まえ圏域における都市計画区域の再編などについて示しているところです。北勢圏域では、いなべ市にあります北勢及び大安都市計画の統合を、現在検討しているということで、その目標を書かせていただいているところです。

以上、北勢圏域のマスタープランを例に、変革の観点を踏まえた説明をさせていただきましたし、地域の特性についても記載をご案内させていただきました。この変革の観点につきましては、他の圏域でも表現の強弱はありますが、おおむね同様の考え方にに基づき記載されております。ですので、次からの圏域につきましては、特色の部分について、ご説明させていただきたいと思っております。

それでは、5頁、中南勢圏域の概要版をご覧ください。こちらは、津市や松阪市などの6つの構成市町で、5つの都市計画区域があるところがございます。

現状といたしまして、圏域内の総人口は減少しつつありますが、世帯数については増加傾向にあります。用途地域内の建築着工状況は、線引き内で66%と高い状況ですが、非線引きでは用途地域外等での建築や農地転用が進んでおり、空き家率が少し高めでございます。

す。詳細に見ますと、津市や松阪市の中心部でも、実は低密度化が進んでおります。課題となっております。

もう1つ大きな課題としては、一人当たり公園面積が、実は他圏域に比べてかなり低い状況ですが、この圏域には三重大学や、県の総合文化センターあるいは博物館など、教育施設や文化施設が集積しておりまして、これを補っている状況でございます。

取組といたしましては、南海トラフ地震などの災害リスクが高まる中で、災害リスクの高い地域において避難ビルなどの指定が進む一方で、行政で遅れている地籍調査などについて、しっかりと進めていくという方針を掲げていただきました。また、2021年の国体に向けて、サオリーナなどのスポーツの施設の充実も図られている状況でございます。

中心課題といたしましては、市街地において今ある行政や文化活動の中核的な機能を維持し、さらなる集積、相互間連携を図ることが期待されておるところでございます。リニア中央新幹線に対する円滑なアクセスなども必要です。

これらのことを踏まえまして、理念・目標では、中南勢圏域は、三重県の中核的な圏域として、世代を超えて育む文化・教育・スポーツのまちをめざすこととしています。他の圏域への連携を強化し、郊外の住宅地であっても子育て世代をはじめとして住みやすいと感じられる圏域づくりをめざしていきたいと考えています。

6頁をご覧ください。図に示しておりますように、沿岸部の鉄道軸を中心に、津駅周辺、久居駅周辺、松阪駅周辺を広域拠点として位置づけています。多様な都市機能を集積するほか、内陸部へのアクセス性を高めることとし、さらなる地域活力の向上に努めてまいりたいと考えております。

中南勢圏域については、以上です。

次に、伊勢志摩圏域についてですが、7頁をご覧ください。伊勢市、鳥羽市、志摩市などの6つの市町で構成し、4つの都市計画区域がございます。

現状としては、圏域内の人口は減少しつつありますが、唯一、玉城町のみが増加をしております。圏域内の建築着工件数や農地転用面積を見ましても、用途地域外での建築や農地転用が多くなっていますので、この辺り、課題と考えております。圏域内の人口集中地区（DID）は伊勢市内のみで、人口密度も県平均を下回っている状況です。

取組としては、特に産業面で、サミットを契機とした観光振興に取り組んでおり、その一環として、大きく広がる伊勢志摩国立公園のナショナルパーク化に取り組んでいるところなどが代表の事例だと思えます。

次に、中心課題ですが、超高齢社会や、リニア中央新幹線の開業、そしてこちらでは大規模クルーズ船の寄港といったような、インバウンドを含む観光客増加が期待されているところです。公共交通ネットワークとの連携を図るため、交通結節点や周辺の施設の環境整備が、特に必要であると考えています。

これらのことから、伊勢志摩圏域は、県内随一の観光資源を持つ圏域として、豊かな自然と悠久の歴史・文化に包まれた財産を受け継ぎ、常若の精神のもと、地域の魅力を昇華しながら、交流による活力ある都市をめざすこととしております。

8頁をご覧ください。図に示しますとおり、こちらの圏域では、宇治山田駅・伊勢市駅周辺、鳥羽駅周辺、そして鶴方駅周辺の3つの広域拠点を位置づけてございます。多様な都市機能を集積するほか、圏域内の魅力的な街並みや公園、史跡等を交流拠点と、しっかりと拠点間の連携をめざし、さらなる地域活力の向上を図りたいと考えているところです。

以上が、伊勢志摩圏域の概要です。

続いて、伊賀圏域についてご説明申し上げます。9頁をご覧ください。伊賀圏域は、伊賀市、名張市の2市で構成され、現在5つの都市計画区域がございますが、来年4月には、

伊賀市を1つの都市計画区域に統合することで、2つの都市計画区域となるということをございます。

現状として、圏域内の人口は減少傾向にあります。人口集中地区（DID）の人口密度は、実は5圏域の中で最も高くはなっていますが、やはり低下傾向にあるという状況です。出荷額については着実な増加を示しており、特に伊賀市ではその傾向が顕著です。伊賀市では、前回ご説明させてもらったとおり、自主条例による土地利用の管理手法を導入いたしまして、地域の実情に応じた手法による集約型都市構造の形成に、特に取り組んでいく方針をございます。名張市においては、用途地域などの土地利用について、現在、特別用途制限地域など含めて検討が進められています。

続きまして、中心課題の部分です。歴史・文化や豊かな自然環境など多様な地域資源を生かすとともに、地域活力に資する広域交流を促す必要があるということをございます。特にこの地域、名古屋・大阪の両大都市圏への高い利便性を生かし、工業系の用途を中心に、産業集積を図る必要があると考えています。

これらのことから、当圏域での目標をございますが、恵まれた歴史・文化・自然を有する圏域として、これらを大切に守り、育みながら地域の魅力を高めるとともに、大都市圏や周辺地域とのつながりを生かした産業の振興や交流の促進による、住む人々や訪れる人々のこころが豊かになる都市づくりをめざしていきたいと考えております。

10頁をご覧ください。図に示しますとおり、広域拠点は、伊賀市の伊賀鉄道上野市駅周辺や、名張市の名張駅、桔梗が駅周辺ということとなっております。多様な都市機能の集積・強化、あるいは周辺での生活関連機能の向上を図っていくということです。そのうち、上野市駅周辺につきましては、今も残る城下町の町割や歴史建築等を歴史的・文化的な地域特性として生かし、中心市街地の形成をめざしていきたいと考えております。

伊賀圏域につきましては、以上です。

最後に、11頁、東紀州圏域の概要版をご覧ください。こちらは、尾鷲市や熊野市など5市町で構成され、4つの都市計画区域をございます。

現状、人口及び世帯数が継続的に減少しており、高齢化率や空き家発生率も5圏域内では一番高くなっている状況をございます。一方で、紀勢自動車道や熊野尾鷲道路等の整備が進んでいることによりまして、利便性が非常に向上し、県内他圏域との交流・連携が進んだり、他県との連携も進んでいるところをございます。

そういった中で、中心課題として、いわばこちらが都市の縮退、小さくなっていくような様相を呈していることから、圏域内での取組といたしまして、やはり交流・連携を生かした地域活性化や、自然環境や歴史・文化資源の保全、この両立を図ることが不可欠となっております。

これらのことから、当圏域は、高速道路の整備が進み、その整備効果を活用した交流・連携の拡大を進めるため、地域振興の展開として、農林水産業の高付加価値化や地域資源の保全・利活用を進めることにより、持続的で安全で快適な暮らしの場を提供する都市をめざしたいと考えております。

裏面、12頁をご覧ください。圏域内の中心的都市であります尾鷲市と熊野市の駅や市役所といったところを広域拠点と位置づけ、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路、国道42号などの交流連携軸によって連携をしております。豊かな自然を有しているため、広範囲が自然交流地域ということで、緑色が広がっている状況です。

以上で、圏域マスタープランの内容について、報告事項に関する説明を終わらせていただきます。

(議長)

はい、ありがとうございました。

それでは、ただ今のご報告に対しまして、ご質問、ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

(議長)

結構たくさんな量ですから、この説明の後にはなかなか難しいなと思っておりますが。ちなみに、先ほどありましたように、この後パブリックコメントがあるのですね。

そうですね、あるんですね。

いかがでしょうか。

村山先生、何か補足、あつたりしますか。特にないですか。よろしいですか。

※ 挙手あり

(議長)

では、お願いします。

(村山委員)

幹事会の委員を務めていて、自ら言うのもなんですけれども、気になったのが、建築着工のデータです。線引き都市と非線引き都市が分かれているデータについて、非線引き都市では、用途地域内の建築着工の件数の割合が低くて、用途地域外が非常に高くなっております。一般的に開発圧力が弱い圏域では、そのままでいいのかもしれませんが、北勢圏域のように開発圧力が比較的高いところで、都市経営の観点からなるべく、まちを集約型でつくろうと言っているときに、用途地域の外の建築着工が多いというのは、やっぱり逆行している現状であると思います。

課題としては課題リストに挙げられたものなんですけれども、それに対する対応策が書いていないのが少し気になっております。今さら線引きを入れるというのも、なかなか難しいかもしれませんが、例えば、伊賀市さんがやられたように、独自の条例で、その地域の特性に合った土地利用のルールを入れるということはできると思うんですね。そのことを県として明確に言ったりすること、これは議論になるかなと思います。

特に北勢圏域の、亀山市だと思うんですけど、東側の鈴鹿市との境の近くにかなり宅地が集まっておりますし、リニア新幹線の新駅のこともあります。まだリニア新幹線はきてませんので開発圧力は分からないんですが、だんだんリニア新幹線の計画が明らかになっていくと、そこに投機的ないろいろな行動が出てくるんで、そういうところはある程度、対応を考えておかないと、計画的な市街地形成ができないと思うんで、その辺、非線引き都市の土地利用について、県としてもっと強く言えないのかなというふうに感じました。私も、どうすればいいのかよくわからないのですが、とりあえず事務局の方に預けさせていただいて、いい案が出てくれば、是非議論したいと思います。

(議長)

はい、ありがとうございました。

事務局の方、お願いします。

(事務局)

現在、市町におきまして、一番取り組まれているのは、駅などを中心としたまちづくりで、これをしっかり進めていくという思想はございます。先ほど言われましたように、伊賀市の場合であれば、条例というやり方をしておりますが、名張市でも、特定用途制限地域というようなことで、ある一定規模以上の商業施設などの郊外の立地は避けていただくということをやっている、伊勢市や明和町でも同じような取組が進んでいます。

それから、それ以外では、立地適正化計画という居住に対する誘導なども図られているところです。これについては、非線引きのところはどうかということなんですけれども、ある一定、市街化区域とか市街化調整区域を線引きしているところは大丈夫かと思うんですが、やはり非線引きの、誘導がないような区域で、そういう圧力もまだ残っているようなところについては、しっかりと県としても、具体の区域マスタープランの方で、その手法を協議して、伝えていきたいというふうに思っております。県内での先進事例や他府県等の事例なども参考にさせていただきながら、この来年度の区域マスタープラン検討の際、そして次の会議でも、しっかりと伝えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

そして、追加なのですが、本日ご意見はいただかなくても、パブリックコメントの期間中ぐらいであれば、私ども、十分反映できる期間だと思っております。その後の各圏域の検討委員会には挙げさせていただきたいので、それぐらいまででありましたら、皆さま方からのご意見などをしっかりと反映させていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い致します。

(議長)

はい、ありがとうございます。

いくつかの方策はあるということで、県としてはそういうものは出していきたいということでございますが。

本当、村山先生が言われたとおり、こうやって見てみると、まさにそういう形になっておりますが。多分、これがなぜ必要かというのが明確に出ていかないと、別にいいんじゃないの、白地でどンドンどンドン出ていけばということになってしまいますので。今の時点ではいいかもしれませんが、将来、これからの時代の趨勢、あるいは人口の貼り付け、あるいは経済状況を踏まえたときには、実はその選択肢はよくないのですよ、というのがわかるような形にしておけばいいと思いますね。

そのほか、皆さま方、いかがでしょうか。

※ 挙手あり

(議長)

では井上さん、お願いいたします。

(井上委員)

各圏域の(5)のところに、一体の圏域形成に向けた方針の中で、都市計画区域の再編ということで、長期的には行政区域を越えた都市計画区域の再編について検討しますとございますが、具体的に言うと、どのようなことでしょうか。行政区域を越えたということは、伊賀市のように、名張市と伊賀市との一体の計画的なこととかを言うんでしょうか、

教えてください。

(議長)

お願いいたします。

(事務局)

都市計画というものが、現在、交通ネットワークが非常に発達して、かつ、公共交通などの利便性が高まっています。つまり、生活圏が1つの行政単位内だけで収まらなくなってきました。

実は、県議会で、田中先生からもそういうご指摘をいただいたところで、1つの行政単位の中に、図書館、病院等々、施設がすべて揃っていないと行政ができないのではなくて、それぞれの行政区域内だけではなく、こういった生活圏の中で、一定の大きな施設については共有してはどうかというようなことを考えていくうえで、都市計画区域という生活のつながりを一つ大きくしてはどうか、というようなご提案だと考えていただければよろしいかと思います。今すぐ、そういった形にするということではございません。

ただ、南部地域の方では、行政単位の一部が都市計画区域であるという場合が多く、どちらかと言うと、行政単位すべてが都市計画区域であればそういったことはないんですが、もう少し大きな視点で見た方がいいのではないかというふうなご提案、というふうにご考えていただければと思います。

(議長)

はい、よろしいですかね。

皆さまでも、生活圏が、こう行政区域、区切られているかもしれませんね。隣の自治体に行って、実は日頃の生活を送って、来院、通勤を行っているということがありますので、そういうのを一体的に、行政境界を越えた形での都市計画区域の設定を考えていこうというのだと思います。ちなみに、愛知県はもう大きくなってまして、1自治体ごとの都市計画区域ではなくって、こう大きく、複数の市町村を含めた中での都市計画区域というのに変わっています。

そのほか、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

(議長)

よろしいでしょうか。

よろしいでしょうかと言いますか、まだ多分、皆さま、十分に読み切れてないというふうに思っておりますので、この後お持ち帰りいただいて、特にこちらのファイルに綴じてある方を見ていただきながら、お気づきの点がありましたら、パブリックコメント中ぐらいまでを目途に、事務局の方にご意見をお申し出いただけたらと思っておりますので。

事務局、それでよろしかったですね。

(議長)

そういうことで、是非お願いしたいと思います。

これから、この圏域マスタープランに基づいて、各市町のマスタープランが作られていくこととなります。大変重要な指針ということになりますので、お気づきの点がありまし

たら、何なりと事務局までご報告をお願いしたいと思います。

(3) その他

<次回の審議会日程>

(議長)

予定の方、事項書に従いましてこれまで議事を進めておりましたが、最後に、次回の審議会について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

はい。次回審議会、第187回審議会は3月28日を予定させていただいております。会場は、この会場、アストホールでございます。

次回審議予定は、本日ご説明させていただきました圏域マスタープランの最終案をご提示して、ご議論いただければというように思っております。それと、産業廃棄物処理施設の位置について、2議案ありまして、今回特殊でして、四日市市からの提案というものもあります。1つは県ですけれども、1つは四日市市ということでございます。3議案を予定しておりますが、場合によっては変わることがあるかもわかりません。

時間も、次回、同じ時間で予定しておりますので、どうぞお願いいたします。

(議長)

では、次回、3月28日ということで、ご予約いただければと思います。全体を通しまして、皆さまの方から何かございましたら。

※ 特段の声なし

(議長)

よろしいでしょうか。

以上ですべて、これで事項書の審議すべきものはすべて終わりました。皆さま方のご協力に感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

では、進行を事務局にお返しいたします。

4 閉会

(事務局)

松本議長には、議事の進行、誠にありがとうございます。また、委員の皆さま方には、熱心なご議論、大変ありがとうございました。

これを持ちまして、第186回三重県都市計画審議会を終了させていただきます。

年末でございます。街中は慌ただしくなっておりますので、気を付けてお帰りいただきたいと思っております。

ありがとうございました。

(終)